

(2) 電子自治体システム構築支援業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務の内容	情報システムの開発に係る業務監督、情報システムの計画づくりに対する技術的な支援を委託するものである。
経緯	平成 14 年度実施の「電子自治体システム調査業務委託」の受注業者(PWC FAS ㈱)がライオン・データ・システム・ソリューションズ(株)への協力業者である PWC コリカタインジ(株)は、平成 14 年 10 月にライオン・データ・システム・ソリューションズ(株)にコリカタインジ(株)事業を譲渡した。
契約の方法	1 者随意契約
契約の相手	ライオン・データ・システム・ソリューションズ(株)
契約期間	平成 15 年 6 月 2 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	15,750,000 円
担当部署	企画部情報政策課

監査の結果

委託事業化に当たり範囲を明確にすべきもの

平成 14 年度の「電子自治体システム調査業務委託」契約に当たっては、企画提案方式により 7 者の競争の中で契約の相手方 A を選定している。

しかし、平成 15 年度契約は、期待していた以上の成果を挙げたことを理由として、平成 14 年度の受託会社 A が県から協力会社として承認を受けた B からコリカタインジ(株)の譲渡を受けた IBM・BCS(株)を契約の相手方とする 1 者随意契約としている。

平成 14 年度の契約については、一定の金額 (21,000 千円) の範囲内での企画案についての競争性を担保した契約といえるが、平成 15 年度の契約については 1 者見積もりによる随意契約のため競争性のない契約金額の設定になっている。

平成 14 年度の子算要求時点では「電子自治体システム調査業務委託」の子算(21,000 千円)の獲得だけで精一杯で、その委託業務の処理プロセスの中で新たに生じたシステム構築のための支援業務を平成 15 年度事業として子算要求したという事情はあるにしても、事前に業務委託の範囲を明確にしたうえで事業化し、可能な限り、競争性のある契約方式とするよう努めるべきものと考えられる。

(3) WAN 構築支援業務・WAN 独自開発支援業務

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	WAN (クライアントサーバシステム) によるネットワークシステムの運用管理及び設計管理等の委託である。ホストコンピュータから WAN ヘッドシステムを移行するため、平成 8 年度に 14 社による企画提案方式により ㈱エス・アンド・アイと委託契約を結び、以後継続契約している。
委託の方法	1 者随意契約
契約の相手	㈱エス・アンド・アイ
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	WAN 構築支援業務 10,080,000 円 WAN 独自開発支援業務 5,040,000 円
担当部署	警察本部情報管理課

監査の結果

事業計画を明らかにし進捗状況を把握すべきもの

本委託業務は、下記仕様書のとおりおおまかな内容が書いてあるが、年度ごとに具体的アプリケーションソフト開発名の取り決めがなく委託業務内容が明確となっていない。仕様書において各年度の具体的な委託内容(開発ソフト名)を明らかにし、各年度の業務内容を明確にすべきである。

また、本委託業務は平成 8 年度から継続して委託されており、監査日現在、8 年経過しているが、完了時期が明らかになっていない。

事業計画の全体を明らかにするとともに、各年度の計画達成状況を検証すべきである。

仕様書	
WAN 構築支援業務	WAN 独自開発支援業務
(1) ネットワーク及び KAI システム運用管理支援	(1) ホスト業務の調査分析支援及び業務開発計画支援
(2) 各庁舎における LAN の構築、環境設定	(2) 開発業務の基本設計・計画設計、データベース設計・構築、テスト環境設定、データ移行、総合テスト及び本環境への移行・確認
(3) サーバコンピュータの障害対策	(3) 原票改正、法改正にともなうシステムの変更・構築の技術支援
(4) 端末装置及びグループウェアの障害対応	
(5) ホスト業務のダウンサイジング対応	

平成 12 年以降各契約により開発したソフトウェアは次の通りである。

WAN 構築支援業務	WAN 独自開発支援業務
グループウェア業務 (H12.4)	手口犯罪日報管理業務(H12.9)
電子メール・電子掲示板業務 (H12.4)	国際捜査情報管理業務 (H12.9)
例規データベース (法令検索) (H13.1)	土地鑑情報管理業務 (H13.1)
様式キャビネット業務 (H13.1)	犯罪手口管理業務(H13.1)
	簡易文書管理システム(H13.1)
	広聴事案処理業務 (仮称) (H13.6)
	POT データ配信業務(13.7)
	教養管理業務(H14.4)
	表彰管理業務(H14.4)
	交通切符管理業務(H14.11)
	鉄道管理業務(H15.10)

なお、契約書第 4 条において「乙（エス・アソド・アソル）は、この契約によって生ずる権利もしくは業務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲（警察本部）の承認を得たときはこの限りではない。」とされている。

WAN 構築支援業務のうち、「WAN の障害対応」業務については、委託先であるエス・アソド・アソルではなく A の社員が行っており、実質的に再委託となっているが第 4 条但書による承認をしたことが書面により確認できない。
書面による承認手続きをとるべきである。

(4) 新税務システム (県民税配当部) 開発業務委託
* 事業の概要は、ページを参照。
監査の結果

システムエンジニア (SE) の技術レベルに応じた単価設定を行うべきもの
新税務システムの積算においては、システムエンジニア (SE) の 1 人月の単価を 800,000 円で計上している。

この金額については、近年、見直しを行っておらず、また、SE の技術的レベルについても考慮はしていない。大規模システムの開発、設計と単純なシステムの管理、維持では、携わる SE のレベルはかなり異なっている。

近県の税務システムでの SE 単価は、表のとおりである。山梨県においても、SE のレベルや開発、維持等の業務内容の違いによる単価設定を行う必要がある。

(表) 近県の税務システム開発時におけるシステムエンジニア (SE) の積算単価

県名	1 人月の SE 単価 (税抜き)	見直し時期
A 県	SE (開発) SE (維持)	毎年人勤により見直し
B 県	SE (税務システム)	H 6 以降見直していない
C 県	SE (基準) ※経験年数を加味している	毎年見直しているが、最近変わっていない
D 県	上級 SE (オンライン開発) 一般 SE (バッチ開発)	現在、見直し中
E 県	SE	1 人日 37.7 千円 最近見直しなし
F 県	上級 SE (8 年以上) 中級 SE (5 年以上) 初級 SE (5 年未満) 及び P G	908 千円 776 千円 685 千円 最近見直しなし
G 県	SE	687 千円
H 県	SE P G (プログラマー)	844 千円 574 千円 毎年人勤により見直し
山梨県	SE	800 千円 見直しは行っていない

平成 16 年 8 月 山梨県による調査

(5) 財務会計システム維持管理業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	①システム修正、変更、機能追加のプログラム製造及びテストを行うこと、 ②パッチ業務の処理を行うこと、③出力帳票の裁断及び発送物の封入封緘作業を行うこと、④システム全般の運用管理及びトラブル発生時の対応を行うこと、⑤山梨県が新財務会計システム基本計画を策定するに当たり、現行財務会計システムにおける処理件数、データ格納件数、帳票出力件数、運用時間、利用コード、様式及び業務フロー等の資料を調製し、提供すること、⑥山梨県が新財務会計システム基本計画を策定するに当たり、現行財務会計システムとのインテグレーションに関する調査を行い、資料を調製し、提供すること、⑦現行財務会計システムに格納しているデータ等が必要に応じて各所属に提供すること、⑧封入封緘機の更新に関する支援を行うこと⑧業務を委託するものである。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	日本電気株式会社甲府支店
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	33,213,600 円
担当部署	企画部情報政策課

監査の結果

設計・積算を的確に行うべきもの

維持管理の対象となるシステムは、平成 4 年 4 月から稼働しているシステムである。過去 5 年間、日本電気㈱甲府支店に 1 者随意契約で委託してきたものである。

その理由は、委託する「システムの修正、変更作業」、「パッチ業務の処理」、「出力帳票の裁断、発送物の封入・封緘作業」、「システム全般の運用管理、トラブル発生時の対応」の業務を円滑に行うためには

- ・ システムの設計内容を把握していること
- ・ 財務事務を熟知していること
- ・ ホストコンピュータ等に精通しているシステムエンジニアを有していること

が必要であり、その条件を備えているのは、システムの開発者であり、かつ、長年におたり果電子計算業務の委託及び技術指導を行っている日本電気株式会社甲府支店のみとされている。

平成 15 年度予定価格調書によると、技術支援料 (1 人月 800 千円)、システムの維持管理に要する工数 (39,54 月) で計 31,632,000 円、消費税 1,581,600 円、合計 33,213,600 円と積算している。

これは、SE 単価@800,000/月をパッチ業務、出力帳票の裁断・発送物の封入封緘作業等システムエンジニアの能力を要しないと思われる全ての委託業務に適用していることを示すものである。

表 過去 5 年間の契約状況

単位：円

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
受託社名	日本電気㈱	日本電気㈱	日本電気㈱	日本電気㈱	日本電気㈱
契約方法	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約
契約金額	33,213,600	33,213,600	33,213,600	32,865,000	33,213,600

しかし、業務 (特に会計システム) によってはシステムエンジニアでなくとも処理できる業務も含まれていることから、所要人月の正確な見積もりと同時に、月額単価も作業に見合ったものとすべきである。

また、所要人月の算定に当たっても、システムの運用に 31 人月、軽微なシステムの修正・変更は 8.54 人月、合計 39,54 人月としている。

このうち、軽微なシステムの修正・変更の内容を見ると、全プログラマステツプ数の一定割合とすることとし、平成 4 年度が 5%、平成 5 年度が 2.5%、平成 6 年度以降が 1% として積算している。平成 15 年度は、1,800/人月ステツプのプログラムの修正・変更を行うこととして算定している。

本格稼働から 10 年を経過したシステムに関する修正・変更の業務量が稼働 3 年目の業務量と同様であるとは理解しがたい。

このような場合、軽微なシステムの修正・変更に係る業務量は、前年度以前からの各種報告で入手しているところであり、それを利用すれば対象業務量がどの程度かを把握できるはずである。

業務を委託するに当たっての設計・積算については、過去の実績を踏まえて的確に行うべきである。

(6) 県ホームページ新検索システム構築業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	県ホームページの新検索システム構築の委託である。 平成 8 年に県ホームページを稼働、県内には県ホームページのほかに数十台の別途目的用サーバーがある。県ホームページは、平成 15 年 3 月にリニューアルされた。 利用者の利便性向上のためこれらサーバーを対象とした検索システムが稼働していたが、老朽化のためセキュリティ等に対するサポートが行われず、平成 14 年 6 月 7 日から稼働を停止していた。利用者等の利便性確保のために、新検索システムの構築を委託することとなった。
契約の方法	1 者随意契約
契約の相手	(株)エーイーエルシステムズ
契約期間	平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 10 月 31 日
契約金額	4,200,000 円
担当部署	企画部広聴広報課

監査の結果

業務内容に応じたシステムエンジニアの単価設定をすべきもの

予定価格の積算については、県が基準としているシステムエンジニア（以下「SE」という。）単価を基礎に算定しているが、最終的に作成された予定価格調書の積算内訳は、県ホームページシステム保守業者から徴した見積書の積算項目、製品価格を参考に作成されている。県が作成した予定価格の積算内訳は次のとおりであった。

項目	数量	単価	金額
1 OS(オペレーション)	1	40,000 円	40,000 円
2 WWW アプリケーション	1	0 円	0 円
3 検索システム	0.8	2,500,000 円	2,000,000 円
4 データ収集機能(横断検索)	1ヶ月	500,000 円	500,000 円
5 全文検索機能	1ヶ月	500,000 円	500,000 円
6 辞書機能実装	1ヶ月	500,000 円	500,000 円
7 運営指導/管理者教育	0.5ヶ月	500,000 円	250,000 円
8 サーバ機能拡張・設定	0.5ヶ月	500,000 円	250,000 円
小計			4,040,000 円
消費税		5%	202,000 円
合計			4,242,000 円

「3 検索システム」の製品単価は、検索システムの製品価格を参照し 20%の減額を見込み 0.8 を乗じて算出、4 から 8 の業務については県が基準としている SE 単価の月額 80 万円に作業難易度等を考慮して月額 50 万円に減額して算出している。

県が採用する IT 関連のシステム構築、保守に係る積算時に採用する SE 単価は 80 万円が基準になっているとのことだが、業務内容に応じた SE 単価を細分した基準が庁内で策定されていない。このため、単価を減額する割合に客観性がないため、担当者がこのような SE 単価の修正をする際、客観性のある積算を実現することが困難な状況にある。

IT 関連業務委託の量的な拡大傾向に対応するためには、今までの関連情報の蓄積を生かしながら、委託する業務の内容に応じた SE 単価を設定すべきである。

(7) 技術 S E 業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	この業務は、県企画部情報政策課において、S E 1 名を常駐させ、日本電気製汎用コンピュータ ACOS の障害時の対応、システムの運用支援、財務会計システム障害時の対応等の業務を委託しているものである。
契約の方法	指名競争入札 (2 者)
契約の相手	(株) Yske-com (山梨ソフトウェア(株)を社名変更)
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	10,080,000 円
担当部署	企画部 情報政策課

監査の結果

業務委託の設計・積算に当たり工夫が求められるもの

委託先から派遣される技術 S E : 1 名は、企画部情報政策課を業務執行の場所とし、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始 (4 日間) を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、次に掲げる業務を行い、一ヶ月を単位として業務報告書を県に提出している。

業務報告書には執行した業務の概略と工数 (時間) 等が月の集計として記載されているが、毎日の業務にかかる日報等の報告はない。

- (イ) ホストコンピュータの障害等対応
- (ロ) 適用業務システムのトラブル対応、修正・機能追加等及び操作の支援
- (ハ) 財務会計システム及び端末機の障害対応
- (ニ) 新規業務システム開発に対する技術支援

予定価格の積算方法は、常駐 S E の月額単価を 800,000 円とし、これに 12 ヶ月を乗じて算出している。過去 5 年間の予定価格及び契約金額は次のとおりであり、予定価格の算出方法は 800,000 円 (S E 月額単価) × 12 ヶ月 × 105% である。

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
業者名	山梨ソフトウェア	山梨ソフトウェア	山梨ソフトウェア	山梨ソフトウェア	(株) Yske-com
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	指名競争	指名競争
予定価格	10,080,000 円	10,080,000 円	10,080,000 円	10,080,000 円	10,080,000 円
契約金額	10,080,000 円	10,080,000 円	10,080,000 円	10,080,000 円	10,080,000 円
落札率	100%	100%	100%	100%	100%

常駐しての対応が必要な業務の委託に当たっては、毎日の作業日報の提出を求めべきである。

そのことにより、常駐して処理する必要がある業務量、処理要員の技術レベルや員数等のデータを収集することができる。それを分析することにより、当該年度の業務委託の適正性を検証できるとともに、翌年度の同種業務委託の設計・積算に有用な情報も入手できることになる。

業務委託に当たっての設計・積算については、過去の実績を踏まえて的確に行うべきである。

(8) 水田農業経営確立対策事務処理システム業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	この業務は、水田農業経営確立対策による転作等実施農家に対して交付する助成金等の計算事務を委託するもので、昭和54年度より実施している。 委託内容は、農業者ごとの補償金支払いの基礎となる水田面積や助成金算出一覧、その他生産調整の実績一覧等の基本データ入力、データ処理、帳票出力・整理が主な業務となる。
契約の方法	指名競争入札 (6者)
契約の相手	(株)甲府情報システム
契約期間	平成15年8月1日から平成16年3月31日
契約金額	4,725,000円
担当部署	農政部花き農産課

監査の結果

予定価格の積算を適正に行うべきもの

予定価格の算定は、昭和54年の業務開始時に作成した積算データを基礎とし、毎年の人事委員会報告による増減率を乗じて算出とのことであるが、前年実績額をほぼ踏襲している形になっている。

昭和54年度より平成14年度まで随意契約により業務を委託していた。平成15年度は指名競争入札により(株)甲府情報システムが落札したが、県の予定価格は従前どおり前年契約額を基礎としており、落札比率は71.4%の結果となった。

平成15年度は、競争性のある契約方法を導入し成果をあげたことは評価されてよい。一方で、今まで果が行ってきた予定価格の積算は、長い間検討されることなく、事務処理システム業務実績報告は平成13年以前にはなかった。

水田農業経営確立対策事務処理システムに係る業務量が年々変動しているにも拘わらず、委託業務の実態を把握した上での積算がされていなかった結果である。

過去5年間の予定価格及び契約額は次のとおりである。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
予定価格	6,776,000円	6,792,290円	6,792,290円	6,792,290円	6,620,889円
契約額	6,776,000円	6,789,300円	6,604,500円	6,783,000円	4,725,000円
落札比率	100%	100%	97.2%	99.9%	71.4%

予定価格の積算については、過去の実績等を的確に把握し、検証・分析を行い、常に実態に即した算出根拠をもって算出すべきである。

(9) 農業農村整備事業標準積算システム山梨県版開発及び保守業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	農業農村整備事業標準積算システム山梨県版の開発及び保守業務の委託である。
経緯	平成6年度、農林水産省からの委託で「農業農村整備事業標準積算システム」の開発を担当した社団法人農業農村整備情報センターに対して、平成9年度以降、「同システム山梨県版の開発及び保守業務」を委託している。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社)農業農村整備情報センター
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,625,650円
担当部署	農政部耕地課

監査の結果

予定価格の積算に当たって工夫が求められるもの

予定価格は、平成11年度：5,124,000円、平成12年度：6,352,500円、平成13年度：6,520,500円、平成14年度：6,079,500円、平成15年度：3,628,800円と推移してきている。

平成14年度までは、システム開発が含まれている分、予定価格が高くなっているとの説明である。

表 過去5年間の業務所要人日

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
技師長	0.98/0.53	0.34/1.66	0.34/1.62	0.30/1.21	0.00/1.24
主任技師	2.18/1.27	0.34/5.56	0.34/5.43	0.30/4.08	0.00/4.16
技師A	3.17/5.20	3.88/8.46	3.88/8.25	3.45/6.21	0.00/6.32
技師B	5.46/10.20	4.98/18.92	4.98/18.45	4.42/13.77	0.00/14.12
計	11.79/17.20	9.54/34.60	9.54/33.75	8.47/25.27	0.00/25.84
直接人件費	1,253,000円	1,847,000円	1,757,000円	1,310,000円	992,000円

注 表中「/」の左側はカスタイズ業務の所要人日、右側はメンテナンス業務の所要人日を表す。

平成9年度に開始した「農業農村整備事業標準積算システム山梨県版の開発及び保守業務」の委託のうち、いわゆる山梨県版の開発(カスタイズ)に6年間を要していることになる。

そこで、積算の適正性を検証するため、平成 11 年度から平成 14 年度までの積算書、見積書、予定価格調書、同期間のシステム開発の内容がわかる資料の提出を求めて調査した。

その結果、カスタマニスに係る委託業務の内容にはメンテナンス相当のものが含まれていること、メンテナンスに係る委託業務の所要人日に 34.6 人日（平成 12 年度）から 17.2 人日（平成 11 年度）と幅のあることなどが見受けられた。

予定価格の積算に当たって、前年度以前の委託業務の内容を実績報告等によって把握し、そのデータを利用するなどして、適正性、公正性の向上に向けての工夫が求められる。

(10) 指紋情報管理システム機器保守委託・同ソフトウェア保守委託	
委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	指紋情報管理システムにかかる保守委託契約である。平成 10 年 3 月にシステムが導入され、平成 11 年度より有料の保守契約を結んでいる
委託の方法	1 者随意契約
契約の相手	日本電気㈱（システム開発業者）
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	指紋情報管理システム機器保守委託契約 3,150,000 円 指紋情報管理システムソフトウェア保守委託契約 7,257,600 円
担当部署	警察本部刑事部

監査の結果

① 積算根拠を明確にすべきもの

積算金額は、契約先が提示したハードウェアの部品（35 件）ごとの保守単価、ソフトウェア（17 件）ごとの保守単価を合計したものを月額とし、12 ヶ月を乗じた金額となっている。

しかしながら、各部品、各ソフトウェアの月額保守料単価の妥当性の検討がなされていない。

契約額の妥当性を判断するため、保守作業にかかる人件費、部品交換費用、部品耐用年数のデータを蓄積することにより積算根拠を作成すべきである。

指紋情報管理システム機器保守委託契約

（単位：円）

期間	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
受託者名	日本電気㈱	日本電気㈱	日本電気㈱	日本電気㈱	日本電気㈱
契約の方法	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約
契約額	3,150,000	3,150,000	3,150,000	3,150,000	3,150,000

指紋情報管理システムソフトウェア保守委託契約

（単位：円）

期間	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
受託者名	日本電気㈱	日本電気㈱	日本電気㈱	日本電気㈱	日本電気㈱
契約の方法	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約
契約額	7,257,600	7,257,600	7,257,600	7,257,600	7,257,600

② 契約の統合について検討すべきもの

「指紋情報管理システム機器保守委託契約」と「指紋情報管理システムソフトウェア保守委託契約」は、前者がハードウェアの保守契約で後者がソフトウェアの保守契

約である。
 両者は別契約であるが、本システムは、ハードウェアとソフトウェアが一体となつて機能するものであり、障害が発生した場合、両方の原因が考えられること、日報から見ると保守作業も同じ日に、同じ担当者により行われ、作業日報も別々に作成されているわけではないことから保守契約を別々にする合理的理由は見当たらない。
 契約手続きの簡素化の点からも両契約の統合を検討されたい。
 なお、現状の保守内容は次の通りである。

指紋情報管理システム機器保守	指紋情報管理システムソフトウェア保守
1. 定期保守作業 毎月1回、機器の点検、調整、不良部品の交換等	1. リビジョンアップ（バグの修正、パッチの提供等） 2. 定期訪問による各種対応 3. コンサルティング、運用支援
2. 不時の障害への対応 障害発生時に監視課からの連絡により必要な処置を講ずる。	3. 障害対応 障害時の緊急対応、情報採取・解析、業務ソフトウェアのリリース 4. 業務運用支援 電話による質問対応、立会い（ホスト系の立ち上げ立ち下げ、ホスト系のマスターテープ時、マスターリストアップ時、ジャーナルテープ交換時、光ディスク媒体初期化時）統計表作成支援 5. パーソナルソフト

(11) ホスト中心型システム開発支援業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	法令改正等によるホストコンピューターの見直し業務である。平成5年度から全て公共情報システム株式会社が開発支援を委託している。
委託の方法	1者随意契約
契約の相手	公共情報システム株式会社（コンピュータ納入業者である日本電気株式会社製のホストコンピューターソフトウェア開発のために設立された。）
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	7,560,000円
担当部署	警察本部情報管理課

監査の結果

積算のステツプ数と実績を比較検討し積算の妥当性を検証すべきもの
 積算にあたりステツプ数を次のとおり、計算根拠としている。

人件費 : 5000円/時間×8時間×20日=800,000円/月
 委託年金額: 800,000円/月×9人月=7,200,000円(税込7,560,000円)
 9人月の根拠: 年間ステツプ数 5,400ステツプ
 1日の作業ステツプ 30ステツプ
 年間所要日数 5,400/30=180日
 180日/20日(月数)=9人月

しかしながら、実績ステツプ数が把握されていないため、積算の妥当性を検証することができない。

実績ステツプ数を集計することにより積算の妥当性を検証し、次年度以降の積算に反映させるべきである。

期間	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託者名	公共情報システム(株)	公共情報システム(株)	公共情報システム(株)	公共情報システム(株)	公共情報システム(株)
契約の方法	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
契約額(円)	10,080,000	7,560,000	7,560,000	7,560,000	7,560,000

(注) 平成11年度から平成12年度にかけて2,520,000円減少している理由は、ホストコンピュータのしていた業務を一部WANシステムへ移動したため。

なお、契約書第4条において「乙(公共システム(株))は、この契約によって生ずる権利もしくは業務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲(警察本部)

の承認を得たときはこの限りではない。」とされている。本委託業務において実際に作業をしているのはAの社員2名であり実質的に再委託となっている。「入室許可申請書の受理」にて再委託の承認をしていることであるが、第4条の承認については、重要な情報を扱う業務であるため承認書類を保管すべきである。

(12) 旅費システム維持管理業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	旅費システムに係る①各種問合せ対応、運用管理及びトラブル発生時の対応、②新人事給与システム、財務会計システム及びノーツシステムとのインターフェイスの運用管理、トラブル発生時の対応、③システム全般の軽微な変更に対応するプログラム製造及びテスト等の維持管理業務の委託である。
経緯	旅費システムは、平成11年度に開発(企画コンペ方式6社参加)し、平成12年10月1日から平成13年3月までを試行期間としてスタートし、平成13年度から本格運用を開始したものである。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	㈱アイ・シー・シー
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	5,544,000円
担当部署	出納局会計課

監査の結果

予定価格の積算を委託業務の実態に即したものとすべきもの
 過去3年間、契約金額がまったくの同額で推移してきていることから、内容を精査したところ、次のとおりであった。

表 過去4年間の受託社名等

単位：千円

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託社名	㈱アイ・シー・シー	㈱アイ・シー・シー	㈱アイ・シー・シー	㈱アイ・シー・シー
契約の方式	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
契約金額	3,612	5,544	5,544	5,544

そこで、予定価格調書を見たところ、SEの常駐費用として、年度当初の3ヶ月間を20日、9ヶ月間を週2日として積算している。
 受託事業完了届けによると、下表のとおり4月は3日、5月は11日、6月は7日と積算日数と比較すると、大幅に少ないのが実態である。

表 受託事業完了届で見た実勤務日数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
年度												
平成 14 年度	7	10	4	6	2	5	3	1	2	1	2	3
平成 15 年度	3	11	7	5	6	5	7	5	4	11	2	3
平均	5	10.5	5.5	5.5	4	5	5	3	3	6	2	3

単位：日

予定価格の積算に当たっては、過去の実績を参考にしながら、常駐日数の妥当な規模を設定すべきである。

(13) テクニカルサポート業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	①行政情報ネットワークの安定運用に関すること、②グループウェアシステム等の安定運用に関すること、③コンピュータウイルス又はハッカー、クワッカーに係る対策に関すること、④①から③に係る職員研修及び内部規定の企画・立案に関すること、⑤その他 IT 関連で県が必要と認めた業務を委託し、その履行のため、技術 SE1 名以上を県が指定した場所(常駐(土・日・祝日・年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで))させることを内容とするものである。
契約の方法	指名競争入札 (5 者)
契約の相手	㈱システムインソナカゴミ
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	546,000 円/月 時間外業務従事加算
担当部署	企画部情報政策課

監査の結果

業務の統合につき検討すべきもの

テクニカルサポート業務と同様の情報通信系基盤に係る業務委託についてみると、その受託会社及び契約金額は次のとおりである。

- ・ 行政情報ネットワーク等機器保守委託 A 13,860,000 円
- ・ 行政情報ネットワーク等機器修繕委託 A 424,683 円
- ・ 同用パソコンの保守・修理委託 B 16,092,945 円
- ・ ネットワーク監視業務委託 C 36,065,733 円
- ・ 地域公共ネットワーク保守業務委託 D 54,957,420 円
- ・ 同修繕業務委託 D 117,915 円
- ・ 同不正アクセス監視業務委託 C 8,763,610 円

現状では、個別の業務として、別々に委託されているが、その統合について担当レベルの議論が出ている段階にある。

コンピュータ利用に関する各種委託業務は、機器の進歩が早いことと相俟って、非常に複雑な状況となっている。

「テクニカルサポート業務委託」の中の「コンピュータウイルス又はハッカー、クワッカー対策に関すること」と「ネットワーク監視業務委託」との差異は明確ではない。整理統合して、合理的・効率的なコンピュータの利用ができる体制を確立すべきである。

「テクニカルサポート業務委託」と「技術 SE 業務委託(常駐)」との差異も微妙である。

る。
委託の内容業務は、いくつかの種類に分かれるが、一連の業務として統合可能なものについては統合し、全体の把握がしやすく、コントロールしやすい枠組みとするよう検討されたい。

(14) 土木設計積算システム保守・運用支援業務委託

委託種別	事務処理委託
委託業務の内容	土木積算システムのプログラムサポートと基礎単価改定作業の運用支援を目的とした業務委託である。
契約の方法	1者随意契約(企画提案方式)
契約の相手	日立情報システムズ(株)
契約期間	平成15年4月1日から同16年3月31日
契約金額	19,771,500円
担当部署	土木部土木総務課技術管理室

(注) 平成13年度に企画提案方式で契約の相手方を選定し、土木設計積算システムを構築したが、その際の提案の中に、次年度以降の基準単価等の改定に伴う作業支援・保守管理の業務も提案として盛り込まれていた。

監査の結果

市町村にも負担を求めるべきもの

このシステムは、県、市町村及び社団法人建設技術センターが同時に導入したものである。

このソフトウェアの賃借料(リース料)については、それぞれが負担しているが、カスタマイズ・運営支援費(約600万円)の一部について、市町村は負担していない。市町村への実質的な補助となっているのは適正でない。

市町村と県は、地方公共団体として対等の立場である。市町村にも応分の負担を求めるべきである。

第 9 警備業務委託

(1) 警備委託 (総合農業試験場外 47 施設)

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	総合農業試験場外 47 県庁出先機関庁舎等の敷地及び建物の保全警備について自動警報装置による警備業務を行う。
契約の方法	1 者随意契約
契約の相手	セコム山梨 (株)
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	23,562,000 円
担当部署	総務部管財課

警備委託 (南巨摩合同庁舎外 10 施設)

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	南巨摩合同庁舎外 10 県庁出先機関庁舎等の敷地及び建物の保全警備について自動警報装置による警備業務を行う。
契約の方法	1 者随意契約
契約の相手	日本連合警備 (株)
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	5,149,200 円
担当部署	総務部管財課

警備委託 (福祉プラザ外 4 施設)

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	福祉プラザ外 4 県庁出先機関庁舎等の敷地及び建物の保全警備について自動警報装置による警備業務を行う。
契約の方法	1 者随意契約
契約の相手	総合警備保障 (株)
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	4,233,285 円
担当部署	総務部管財課

監査の結果

機械警備委託契約について一定期間経過ごとに競争入札すべきもの

出先機関の機械警備委託契約については、総務部管財課において一括して契約事務を行っている。

出先機関全体を 3 分割して、セコム山梨 (株)、日本連合警備 (株) 及び総合警備保障 (株) の 3 者とそれぞれ 1 者随意契約を締結している。3 者の中では山梨セコム (株)

が、出先施設の受託件数 (75.0%) 及び受託金額 (71.5%) とともに圧倒している。ところで、平成 3 年度以降、順次出先庁舎の機械警備を導入してきたが、この機械警備委託契約については、契約初年度に指名競争入札により受託者を決定し、翌年度以降は年度ごとに随意契約により委託契約を締結している、との説明である。

これは、自動警報装置及び付帯設備を庁舎等に設置して行う必要があるが、毎年度、当該装置等の設置及び撤去を繰り返すことは、警備の面で齟齬をきたすとともに経費の面でも不経済となることによる、としている。

自動警報装置及び付帯設備は、本社システムとも連動しており、1~2 年の短期間で交代できるものではない。

しかしながら、現状のまま 1 者随意契約で警備を委託することとすると、警備会社が存続する限り、未来永劫に委託契約を約束しているのと同じことを意味している。これは、契約の正当な競争性を阻害することになり、適切でない。

機械警備中心の警備会社が少ないなど制約もあるが、自動警報装置等機械設備には、償却年限 (耐用年数) があることから、償却年限等の一定期間 (7 年~10 年) で区切り、一定期間が経過することにより競争入札を行い、また、債務負担行為制度を利用した複数契約を導入すべきである。

(2) 県民情報プラザ警備業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	県民情報プラザで県庁舎本館守衛室と連絡しながらの常駐警備業務
契約の方法	指名競争入札(8者)
契約の相手	昭和総合警備保障(株)
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	7,077,000円
担当部署	総務部管財課

監査の結果

委託契約の積算方法について検討改善すべきもの

県民情報プラザ警備業務委託契約における委託料の積算についてみると、1日を13時間(8:30~21:30)として一律に時間単価(1,466.06円)を乗じ計算している。この単価は「建築施行単価(2004冬号)」によるとしている。

ところで、当該契約と人的警備を実施しているあけぼの医療福祉センター等当直及び警備業務等委託契約、本庁駐車場整理業務委託契約における人件費の積算方法を比較してみると、次のとおり、必ずしも統一的方法では行われていない。

項目	県民情報プラザ警備委託契約	あけぼの医療福祉センター等警備委託契約	本庁駐車場整理業務委託契約
人件費算出基礎	建築施行単価(時間) 1時間 1,466.06円	果給料表(技労1-12) 月額 172,600円	果給料表(行1-10) 月額 175,600円
人件費の計算単位及びその単位金額	1日(13時間) 19,058円	1日(平日:15時間) 14,925円 (休日:24時間) 23,880円	月額 5人 175,600円×5人 =878,000円
時間単価計算方法及び時間単価		(月額×12月)÷ (40時間×52週) =995円	(月額×12月)÷ (40時間×52週) =1,013円
時間外単価	1,466.06円	995円	1,013円×1.25 =1,266円
諸経費等	なし	16%(一般管理費)	10%(諸経費)
算定額	19,058円×365日 =6,956,170	{(14,925円×245日) +(23,880円×120日)} ×0.16=7,565,781円	{(878,000×12月) +(658,320円)×0.1} =12,313,752円

しかしながら、県民情報プラザ以外の2契約は、果給料表の給料月額に算定の基礎において賞与等を含まないものである。

一方、県民情報プラザの「建築施行単価」における日割基礎単価(1日8時間当たり)は基本給、各種基準手当及び賞与を対象としており、時間外単価等割増の基礎ともなっている。したがって、人件費算定の基礎の段階から大きな内容的差異が生じているのは適切でない。

また、時間外単価に割増を認めるもの(駐車場)及び認めないもの(情報プラザ、あけぼの)、さらに諸経費等についても取扱いに統一を欠いているのは適切でない。

委託契約の積算に当たっては、人件費算出の基礎を何に求めるか、時間外単価の割増の有無、諸経費等適用の有無及びその適用率の整合性など、取扱いの相違によって積算金額が大きく変動することから、委託契約の積算方法について統一的方法を改善検討すべきである。

(3) 県立学校及び教育施設等の夜間機械警備業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の所有管理する県立高等学校等の施設における夜間の自動警報装置による警備、また、通報があった場合の現場急行、県への連絡業務を委託している。 ・ 昭和47年頃から人的警備に代わって、機械警備が導入され、当初入札で落札した日本連合警備隊がそのまま、1者随意契約で引き続き受託している。現在夜間警備を行っている50物件のうち33物件を同社へ委託している。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	日本連合警備隊
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	34,589,520円
担当部署	教育委員会学校施設課
県立学校及び教育施設等の夜間機械警備業務委託	
委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の所有管理する県立高等学校等の施設における夜間の自動警報装置による警備、また、通報があった場合の現場急行、県への連絡業務を委託している。 ・ 昭和47年頃から人的警備に代わって機械警備が導入され、当初入札で落札したセコム山梨隊がそのまま、1者随意契約で引き続き受託している。現在夜間警備を行っている50物件のうち16物件を同社へ委託している。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	セコム山梨隊
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	18,252,360円
担当部署	教育委員会学校施設課

監査の結果

競争性のある契約方式について検討すべきもの
 両契約とも、施設が新設されたときは、競争入札で業務委託契約の相手方を決定している。
 その後、当初契約の際の落札業者に、随意契約で委託してきている。

全体での契約金額は、施設数の変動に伴い増減があるが、1施設ごとの警備料の変更はないとのことである。(表参照)

昭和47年当時から機械警備用品等が進化しているにもかかわらず、価格が当初より変更されないのは、随意契約となっていることが大きな要因と思われる。

随意契約となっている理由は、機械警備用品の取り付けという設備投資があること及び警備の継続性の観点からであり、そのため当初に落札してしまうと他の業者に變更できないということであった。

しかしながら、設備設置費用及び撤去費用は業者負担であることを考慮しても、警備設備の耐用年数を考えれば、一定期間ごとに競争入札に付することは可能なはずであり、より競争性のある契約方法の導入を検討すべきである

表 過去5年間の推移 (日本連合警備分)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託者	日本連合警備隊	日本連合警備隊	日本連合警備隊	日本連合警備隊	日本連合警備隊
契約方式	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
契約金額	34,515	35,728	34,841	34,589	34,589

単位：千円

表 過去5年間の推移 (セコム山梨分)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託者	セコム山梨隊	セコム山梨隊	セコム山梨隊	セコム山梨隊	セコム山梨隊
契約方式	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
契約金額	17,776	17,874	18,252	18,252	18,252

単位：千円

第 10 成果品

(1) 県政だより「ふれあい」点字版・テープ版制作配布業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	この業務は、山梨県が発刊している県政だより「ふれあい」の視覚障害者向けとして、昭和47年から点字版の、昭和53年からテープ版の制作及び配布業務を委託しているものである。 「ふれあい」の一般向けは、新聞への折込みにより県民に配布されていたが、月刊の必要性と配布方法の見直しがされ、平成16年度からは、月刊を新聞掲載に、季刊を自治会経由での配布に変更した。これに伴い、視覚障害者向けも月刊・季刊の制作・配布に変更されている。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	社会福祉法人 山梨ライトハウス
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,268,650円
担当部署	企画部広聴広報課

監査の結果

成果品の納品・配布の手順を明確にすべきもの

予定価格の積算方法については、山梨ライトハウスの前年度の見積額を基礎として算出している。これは原則として同法人が収益を目的としていないという理由から、前年度の見積額を積算の参考資料としたことである。

過去4年間、山梨ライトハウスと随意契約している。これは、県内における視覚障害者の最新の異動状況を把握でき、的確な制作ノウハウを有し、県内においてこれを業務として行っている業者がいないことを理由としている。

制作部数は、点字版が400部、テープ版が100本であり、成果品の配布については山梨ライトハウスが行っている。

県内需要はこれより多いとのことであるが、県の予算からはこの数量を限度としており、不足分は同法人が自己資金により作成しているとのことである。

契約状況は次のとおりである。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
業者名	山梨ライトハウス	山梨ライトハウス	山梨ライトハウス	山梨ライトハウス
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
契約額	3,281,775円	3,268,807円	3,268,650円	3,268,650円

契約書第4条では、成果品は県が定める日までに県庁に納入すること、第5条では、県は納入された成果品を検査し、県の指示により配布することとされている。しかし、実際には委託品が作成された後、委託業者から購読者へ直接配布されており、県は成果品の配布先の指示をしておらず、配布先、配布部数等の事実も把握していないのは適切でない。

契約書に定める成果品の納品、配布の手順を守るよう指導を徹底すべきである。

(2) 本館他消防設備保守点検業務委託

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	消防法に基づき県庁本館・北別館・旧館・議事堂・南別館・警察車庫の消防設備の保守点検（外観・機能点検、総合点検等）を行う。
契約の方法	指名競争入札（6者）
契約の相手	（株）サン防災
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,150,000円
担当部署	総務部管財課

監査の結果

消防設備の点検結果について適時適切な措置を講じるべきもの

本館他消防設備保守点検業務委託契約は、消防法に基づく保守点検を行うものである。その点検結果に基づいて取替、改修等が必要なものについては改善要請が行われている。しかしながら、前年度の点検結果報告において改善要請事項について、監査日(H16.8.3)現在、改善されていないものは、次表のとおりであり、多くの改善要請事項が未改善のままであるのは、消防設備の適切な作動という面から適正でない。消防設備については、非常時に正常な状態で作動できるように保守点検を行うものであり、そのために毎年度定期的に保守点検を行っていることから点検結果について適時適切な措置を講じるべきである。

(表) 消防設備保守点検結果未改善調べ (H16.8.3)

場所	設備名	不良内容 (改善を要する事項)
本館	消火器	屋外BOXを壁に取り付けが望ましい。薬品期限切れ1本
議事堂・旧館	① 自動火災報知設備	① 差動式スボットに確認灯のないものが9個あるので管理上、確認灯つきが望ましい。
	② 消火器	② 減圧：屋外10型1本
北別館	① 誘導灯	① バッテリー不良6台、電球切れ避難口4台
	② 連結送水管	② 西側送水口が上下逆についている。

(3) あげぼの医療福祉センター他消火栓設備等保守点検業務委託

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	消防法に基づきあげぼの医療福祉センター等における屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備等について外観点検及び総合点検を行う。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社)山梨県消防設備協会
契約期間	平成15年6月24日から平成16年2月27日
契約金額	7,931,700円
担当部署	総務部管財課

監査の結果

消火栓設備等の点検結果について適時適切な措置を講じるべきもの

あげぼの医療福祉センター他消火栓設備等保守点検業務委託契約は、消防法に基づく保守点検を行うもので、その点検結果に基づいて取替、改修等が必要なものについては改善要請が行われている。しかしながら、前年度の点検結果報告における改善要請事項について、監査日(H16.8.11)現在、改善されていないものは、下表のとおりであり、改善要請事項が未改善のままであるのは非常用という消火栓設備等管理という面からみて適正でない。消防設備については、非常時に正常な状態で作動できるように保守点検を行うものであり、そのために毎年度定期的に保守点検を行っていることから点検結果について適時適切な措置を講じるべきである。

(表) 消火栓設備点検結果未改善調べ (H16.8.11)

施設名	設備名	改善を要する事項
青い鳥老人ホーム	配管	屋外埋設の配管漏水により取替を要する。
青い鳥成人寮	配管	屋外埋設の配管漏水により取替を要する（老人ホームと同じ箇所）。
甲府保健所	呼水装置	ボールタップ止水しないので取替を要する。

(4) 北都留合同庁舎他火災報知設備等保守点検業務委託

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	消防法に基づき県庁各事業所における火災報知設備、誘導灯設備等について保守点検（外観・機能・総合点検）を行う。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社) 山梨県消防設備協会
契約期間	平成 15 年 6 月 24 日から平成 16 年 2 月 27 日
契約金額	8,841,000 円
担当部署	総務部営繕課

監査の結果

火災報知設備等の点検結果について適時適切な措置を講じるべきもの

北都留合同庁舎他火災報知設備等保守点検業務委託契約は、消防法に基づく保守点検を行うもので、前期に機器・総合点検、後期に機器点検を行い、それぞれその点検結果に基づいて取替、改修等が必要なものについては改善要請が行われている。

しかしながら、平成 15 年度の前期で改善事項とされた事項で改善されないまま、後期においても再度改善事項とされているものが下表のとおりであるが、火災報知設備は非常時に適切に運用されるべきものであることから適正でない。

火災報知機等消防設備については非常時に正常な状態で作動できるように保守点検を行うものであり、そのために毎年度定期的に保守点検を行っていることから点検結果について適時適切な措置を講じるべきである。

(表) 火災報知設備等点検結果未改善調べ (H16.2.27)

事業所名	機器名	改善を要する内容
総合女性センター	① 煙感知器	① 煙感知器 25 個型式失効につき取替を要する。
	② 誘導灯予備電源	② 非常電源 1 個不良につき取替を要する。
青少年センター	① 感知器	① 感知器差動式等 74 個型式失効につき取替を要する。未警戒部分あり 1 個新設を要する。
	② 定温防水	② 定温防水 1 個型式失効につき取替を要する。
	③ 煙感知器	③ 煙感知器 5 個型式失効につき取替を要する。
	④ 分布型	④ 分布型 6 個型式失効につき取替を要する。
	⑤ 発信機	⑤ 発信機 9 個不良につき取替を要する。
	⑥ 誘導灯予備電源	⑥ 非常電源 17 個不良につき取替を要する。
	⑦ 誘導灯	⑦ 機器 1 個破損につき取替を要する。

女子短期大学	⑧ 非常用放送装置スピーカー ⑨ 同アンテナ	⑧ 音響装置不鳴動につき取替を要する。 ⑨ 音響装置不鳴動につき取替を要する。
甲府保健所	誘導灯予備電池	予備電池 1 個予備電源電圧・容量不足につき取替を要する。
中央児童相談所	① 感知器 ② 誘導灯予備電源	予備電池 5 個予備電源電圧・容量不足につき取替を要する。 ① 差動式 1 個感知器作動不良につき取替を要する。 ② 非常電源 4 個不良につき取替を要する。
甲陽学園	誘導灯非常電源	非常電源 1 個不良につき取替を要する。
青い鳥老人ホーム	① 受信機 ② 感知器	① 受信機 1 個型式失効につき取替を要する。 ② 感知器 80 個型式失効につき取替を要する。
もえぎ寮	誘導灯予備電池	予備電池 2 個予備電源電圧・容量不足につき取替を要する。
宝石美術専門学校	誘導灯予備電源	予備電池 2 個予備電源電圧・容量不足につき取替を要する。
産業技術短期大学校	発信機	表示灯カバー破損につき修理を要する。
住吉合同庁舎	① 受信機 ② 感知器 ③ 熱感知器	① スイッチ高を床 1,500mm 以内に移設を要する。 ② 未警戒部分あり差動式 1 個新設を要する。また、差動式 6 個確認灯点灯不良につき取替を要する。 ③ IP 給湯室を差動式から定温式に取替を要する。
総合農業試験場	感知器	定温式 3 個感知器作動不良につき取替を要する。

(5) 自家用電気工作物保安管理業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	自家用電気工作物の定期点検、測定及び試験を行い、必要な指導、助言を行う。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(財) 関東電気保安協会
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	16,218,714円
担当部署	総務部営繕課

監査の結果

電気工作物の点検結果について適時適切な改修等を行うべきもの

自家用電気工作物保安管理業務委託契約は、(財) 関東電気保安協会と1者随意契約を継続している。

県有施設(特別会計、教育委員会、警察本部を除く。)の自家用電気工作物については、総務部営繕課が全体をまとめて統一的に契約を行っている。このように営繕課の統一処理によって受託件数割引4%、前払割引5%の経済効果はある。

しかしながら、集合・統一することによって、点検結果に基づき改修等要請事項に対する現地での具体的な問題点及びその処理経過が必ずしも十分に把握できない面もある。そこで、前年度末の点検結果報告(HI16.3.31)の改修等事項について今年度の点検結果報告(HI16.8.12)までに改善されていないものについてみると、下表のとおり、多くの改修要請事項が未改善のままであるのは適正でない。

自家用電気工作物の安全、適正な維持管理のために多額の委託経費(保守点検費)をかけていることから、点検結果報告により緊急に改修する必要があるものは即時に対処可能にするなど適時適切な改修等を行うべきである。

(表) 自家用電気工作物点検結果未改善調べ(HI16.8.12)

事業所名	電気工作物点検結果報告書による改修要請事項(未改善のもの)
北都留合同庁舎	① 庁舎1階 分電盤の鍵破損、要修理(II-1電灯盤)。 ② 防災無線室 蓄電池の触媒栓の有効期限切れ、要交換。 ③ 防災無線室 発電始動用蓄電池は設置後10年を経過、交換を推奨(HS120-6E)。
南都留合同庁舎	① 発電機室 冷却装置の冷却水が汚損、要交換。 ② 発電機室 燃料供給装置の燃焼フェルトより発錆、要改修。
北巨摩合同庁舎	① 発電室 潤滑油装置の油圧計が動作不良、要改修(200KVA)。

南巨摩合同庁舎	① 屋外 発電機の冷却水ホース取付部から水漏れ、要点検修理。 ② 屋外 発電機の冷却水クーラントが交換推奨期間経過、要交換 ③ 屋外 発電機のエンジンオイルが交換推奨期間を経過、要交換 ④ 屋外 発電機の燃料エレメントが交換推奨期間を経過、要交換
総合女性センター	① 電気室 蓄電池の本体が変形、要交換
消防学校	① キュービクル キュービクルの基礎部に穴、要改修 ② キュービクル 油入変圧器の絶縁油が酸化不良の恐れ、交換を推奨
富士北麓・東部地域振興局健康福祉部	① キュービクル 高圧地絡継電器は無方向、方向性への交換を推奨(必要な停電防止)
富士ふれあいセンター	① 電気室発電機 蓄電池が有効期限切れ、要交換
看護大学	① 大学院学生棟4階電灯盤 分岐回路が絶縁不良(0.01メガオーム) 要改修(床下コンセント回路) ② 第1号柱GR制御箱は施錠されていない、要整備 ③ 消火栓ポンプ室 消火栓ポンプ室制御盤内のユニットリレーから異音が発生、要改修(オムロン61Fリレー)
甲府保健所等合同庁舎	① 非常用発電機停止ソレノイド発電機の本体が励磁不良、要整備(停止ソレノイド動作後の復帰不能のため次の起動時に始動できず。)
あけぼの医療福祉センター	① 構内 漏電遮断機が未設置、要設置
小笠原保健所	① ポンプ室 排水ポンプ2号の分岐回路が絶縁不良(0.08メガオーム) 要改修(マグネットスイッチ2次側) ② ポンプ室 排水ポンプ1号の分岐回路が絶縁不良(0.15メガオーム) 要改修
環境科学研究所	① 附属棟 分岐回路が絶縁不良(0.01メガオーム) 要改修
都留高等技術専門学校	① キュービクル 電圧計が零点調整できない、要交換 ② キュービクル 計器用変流器(CT)の定格電流が設備に対し小さい、交換を推奨(5/20が適当)
酪農試験場	① フリーストールミルクインパーラー牛舎 コンクリートヒーター用マグネットスイッチの端子部が変色、要交換(富士電機・SC-5N・[93]・スイッチ本体の取替が必要)
八ヶ岳牧場	① 育成牛舎 分岐回路が絶縁不良(0.01メガオーム) 要改修(電灯盤内、北側電灯 MCCB20A 回路)
畜産試験場	① キュービクル 高圧油入遮断器(OCB)の引外トリックコイルが動

	作不安定、要交換 ② キュービクル 幹線の電線が絶縁不良 (0.06 メゾオーム) 要修理 又は要交換 (豚舎側幹線が絶縁不良) ③ 豚舎側物品庫近く 使用設備のフオグアスター要点検修理 (フオグア ット 2次 0.06 メゾオーム絶縁不良) ④ キュービクル 過電流継電器 (OCR) のカバーが劣化、要改修(三菱 1979年製内部パッキン劣化)
峡中地域振興局 建設部	① 屋外 (非常用予備発電装置) 蓄電池の触媒栓の有効期限切れ、要 交換
峡南地域振興局 身延建設部	① 発電室 蓄電池触媒栓は有効期限切れ、要交換 (古河 HSI20) ② 発電室 蓄電池の本体が変形の恐れ、交換を推奨
きぼうの家	① 屋外非常用予備発電装置 発電機が発錆、要改修 (キュービクルト アの下部及び燃料タンク要再塗装) ② 屋外 キュービクルが発錆、要改修
あさひワークホーム	①非常用発電機 制御装置が動作特性不良、要整備 (自動起動不能)
養護老人ホーム 豊寿荘	① 霊安室入口 照明器具破損、要交換 (防水カバー)

(6) 山梨県 8020 運動推進特別事業委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	8020 運動として次の効果的の事業及び普及啓発を行う。 ①歯科保健意識調査事業、②地域フッ化物応用モデル事業、③咬 合育成モデル事業、④フオウスター普及促進事業、⑤介護施設等 における口腔ケア普及事業、⑥8020 運動推進研修会等事業
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社) 山梨県歯科医師会
契約期間	平成 15年 4月 1日から平成 16年 3月 31日
契約金額	8,082,900 円
担当部署	福祉保健部健康増進課

監査の結果

委託事業について数量化による評価をする必要があるもの

8020 運動は、歯の健康寿命の延伸を図ることを目的とするもので、80歳で20本以上の自分の歯を保持させることを目標とするものである (平成 12年度からの国庫補助事業である)。8020 運動推進特別事業は、幼児から高齢者までのあらゆる年代に対する運動であり、意識調査・普及啓発事業からモデル事業までである。

モデル事業のうち、地域フッ化物応用モデル事業についてみると、モデルとして5保育所及び2幼稚園の5歳年長児を対象に7ヶ月間の洗口を実施し、1障害者施設の全員を対象に7ヶ月間のフッ素塗布を実施しているが、その後の評価は行われていない。

モデルの園児 (5歳年長児) の洗口による今後の永久歯等に対する効果及び障害者施設でのフッ素塗布の効果等について一定期間を通じて追跡調査をするなど、委託事業に対する事業効果について、数量化による評価を行うとともに、その事業効果を福祉保健行政に反映させるべきである。

(7) 育精福祉センター機械設備運転及び保守管理業務委託

委託の種類	建物等管理委託契約
委託業務内容	児童福祉法によって設立された知的障害児(者)施設における機械設備運転及び保守管理業務を行う。
契約の方法	指名競争入札(6者)
契約の相手	太平ビルサービス(株) 甲府支店
契約期間	平成15年4月1日から同16年3月31日
契約金額	20,475,000円
担当部署	福祉保健部育精福祉センター

監査の結果

改善要請事項について早急に適切な措置を講じるべきもの

育精福祉センター機械設備運転及び保守管理業務委託契約における保守点検報告書(H15.5.26)によると、次のとおり、改善要請がされている。

- ・ フォンコイルユニット点検、フイルター清掃：建設当初から療育棟 OFC に付属するフイルターが装着されていないので取り付けが必要である。
- ・ 全熱交換器点検、フイルター清掃：3台中、1台の点検口の位置が悪く点検及びフイルター清掃ができない。

しかし、監査日(H16.8.26)現在、改善されていない。

機械設備について安全、適正な維持管理のために早急に適切な措置を講じるべきである。

(8) 冷温水空調機器保守点検管理業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	冷温水空調機器の各種保守点検
契約の方法	指名競争入札契約(5者)
契約の相手	明和工業(株)
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	5,775,000円
担当部署	福祉保健部看護大学

監査の結果

① 保守点検報告書による指摘事項について適切な措置を講ずべきもの

冷温水空調機器保守管理業務委託契約における後期保守点検報告書中の「不良機器リスト」によると、保守点検後、「RBR-1…強制故障を出すヒューズが停止になるので自動制御器の交換が必要である。」と報告されているが、監査日(平成16年9月9日)現在、その内容確認及び修繕等の措置が講じられていないのは適正でない。

冷温水空調機器の保守点検は、当該機器の維持管理に万全を期するために実施されていることからその保守点検結果には絶えず留意するとともに指摘事項については適切な措置を講じるべきである。

② 契約書の条項について改善すべきもの

冷温水空調機器保守管理業務委託契約書における後期保守点検報告書についてみると、「サービス報告書」として受託業者とは異なるAの手書きの報告書が添付されている。これは、この空調機器の自動制御盤については、受託者の明和工業単独では十分な点検が困難であったため、そのメーカーであるAと共同で点検を行ったものであるとの担当者の説明である。

しかしながら、当該委託契約書においては、「乙は、委託業務の処理は自ら行うものとし、他のものにその処理を再委託することはできない。」(第11条)としているにもかかわらず、再委託していることは適正でない。

一部再委託が必要なものがある場合には、契約書に一部再委託(委託者の承認を条件として)について定めるべきである。

また、指名業者の選定に当たっては、委託する業務を的確に処理する能力を持った業者を指名すべきであって、単独で委託業務を処理できない業者を指名したことは適正でない。

指名業者の選定に当たっては、業者の業務処理能力を的確に把握したうえで選定すべきである。

(9) 河川流量測定業務委託

委託の種類別	調査・研究委託
委託業務内容	河川の水質を正確に調査するためには河川の流量の測定が必要になるため、月1回16地点の流量を測定する業務である。
契約の方法	指名競争入札(4者)
契約の相手	昭和測量㈱
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	5,040,000円(落札率 97.3%)
担当部署	森林環境部大気水質保全課

監査の結果

① 正確に積算すべきもの

土木部発行の「設計業務等標準積算基準書」においては、連絡車のガソリン代を1時間あたり2.9リットルで積算することとしている。

本委託では、連絡車は1日あたり2時間使用する前提で積算を行っている。本来なら、2時間×2.9リットルなので5.8リットルで積算すべきところを1日あたり8.7リットルで積算している。

その結果、1日当たり2.90、積算価格合計で19,153円過大となっている。正確に積算を行うべきである。

② 仕様書どおりの成果品を提出させるべきもの

河川流量観測仕様書において、「成果品」、「実施にあたって使用した観測野帳及び計算書」は、そのまま提出するとされている。

監査日(平成16年9月21日)には野帳の原本は提出されておらず、観測結果の数値のみが転記された結果報告書のみが提出されていた。

「野帳(やちょう/のちょう)」は、もともとは太閤検地で用いられたもので、いわゆる屋外で使う帳面・メモ帳である。現代では、建設関係や発掘関係の業務において屋外で記録したり、記録を参照したりするために用いられるものである。

本委託においては、観測野帳は、流量測定日の測定現場周辺の状況や業務の遂行状況を記した業務日誌であり、仕様書どおりの業務が行われたかを検証するための重要な証拠資料である。

したがって、受託業者の業務を監督する観点からも、測定結果が転記された報告書だけでなく、仕様書どおり野帳の現物を提出させるべきである。

(10) 埋蔵文化財センター出土品データベース作成業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	発掘調査出土遺物関係報告書に記載されている図面・写真・表からそれぞれ別の遺物についての情報を整理し、データベース化する業務の委託である。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	財団法人山梨文化財研究所
契約期間	平成15年7月1日から平成16年3月31日
契約金額	4,381,125円
担当部署	教育委員会考古博物館

監査の結果

業務委託の成果品の利活用を検討すべきもの

発掘調査報告書(200冊+教育委員会文化課の直営の発掘調査報告が50冊弱)のデータベース化を目的とするもので、緊急雇用対策事業として行うものである。

平成14年度には、データベースに関するシステム設計に加えて120冊のデータベース化を実施し、平成15年度は130冊のデータベース化を実施するものである。

データベースの利用方法として、埋蔵文化財センターの調査研究利用のほか博物館ロビーに1台、研修センターに1台のパソコンを設置し、来館者の検索利用に供している。

博物館ホームページはあるが、ホームページ上でのデータベースの利用は今のところできない。今後もそういった利用は考えていないとのことである。

山梨県教育委員会が実施した遺跡発掘調査報告書のすべてをデータベース化したことから、今後の課題として、これをどう利用し、生かしていくかを考えていかなければならない。県サーバーの大容量化や回線速度の向上等、ネットワーク環境の改善に伴い、インターネット上での利用のための方策を検討する必要がある。

第4部 総括

1 あまりにも高い1者随意契約比率について

今回の包括外部監査で見たとくるところによると、地方自治法上の契約の原則形態が法第234条第1項、第2項の定めるところにより「一般競争入札」とされているにもかかわらず、政令で定めるところにより、例外的に許容される「随意契約」、さらに例外的に1者随意契約の比率が圧倒的に多かった。

随意契約のメリット（一般競争入札、指名競争入札に比して契約事務手続きが簡便、当該業務の処理に業者が慣れている等々）を否定するものではないが、契約金額の妥当性の検証が困難な案件など競争性を確保することによってのみ契約金額の妥当性が担保されるような案件についての随意契約方式による発注は、公共性を持った事業執行が求められている分野の事業執行方法としては疑問を呈さざるを得ない。

また、全庁的に適用できる随意契約に関する処理基準等が定められていない。そのため、競争入札によるべき案件について、安易に随意契約によっていると思われるものが多く見受けられた。これらの随意契約については、全庁的な方策等を検討していくべきと考ええる。

2 形骸化している競争入札について

過去同一業者が連続して受注している業務委託についてみると、指名競争入札で業者を決定しているが、指名業者が同一であったり、入札額が受注の意欲を感じられないような額となっている業者が連続して指名されていたり、設計・積算の見直しがなく落札率が高率のまま推移しているものなど競争性のあるものとなっていない事例が少なからず見受けられた。

3 清掃業務委託について

個別の監査結果でも触れているが、清掃業務委託のように県庁組織の多くの部門で委託している同種の業務があるが、その設計・積算を見ると、それぞれが異なる考え方のもとに行われている状況がある。これは同種業務の委託であることから、当該業務委託に係る過去の実績報告、他都道府県の例なども調査・検討のうえ、設計・積算の基準を設け、業務委託に際して「取扱い」の統一を図るようすべきである。

4 システム関連業務委託について

県では、行政事務の合理化や効率化、省力化を目的に昭和47年に汎用コンピュータが導入され、給与事務や統計事務など大量データを一括処理する業務からシステム化が始まった。

平成9年度には、汎用コンピュータを利用し定型化された業務システムは、人事・給与、財務、税務、各種統計資料など138業務となった。

OA化によるパソコンの導入拡大が進み、平成7年頃には、大型汎用コンピュータによる処理になじまない業務の処理や蓄積されたデータの高度活用が課題として取り上げられるようになり、拡張性と柔軟性に富んだ行政情報ネットワークの必要性が言われるようになった。

そうした動きを踏まえて、平成12年4月には、人事給与システムの一部でWeb方式によるシステム稼働を開始し、平成16年4月には、税務システムをクライアントサーバー方式で稼働を開始した。

現在、汎用コンピュータを使っている大規模システムは、財務会計システムのみであるが、このシステムについても、平成19年度予算から新システムによる稼働を予定している。

一時は、138業務にも上った汎用コンピュータによる業務処理も、これまでにクライアントサーバー方式やWeb方式への切り替えを進めてきている。これら業務のうち残っているものについても平成19年度をもって汎用コンピュータでの処理を終了することとされている。

行政を取り巻く業務処理方式の変遷が非常にめまぐるしく変わってきていることを実感させられる経緯である。こうした経緯の中で、現在までの改善に取り組みしてきた職員の努力は評価されてしかるべきと考ええる。

システム構築など専門性が高く、かつ、変遷が相当早い分野ではあるが、委託する業務内容を明確に把握して、適切な設計を行う必要性があると考ええる。

過去の委託業務に係る実績報告には、IT関連業務に関する設計・積算に有用な情報が詰まっているものと考ええる。納税者の貴重な税金を使っての事業であることを改めて確認して取り組むよう期待したい。

5 警備業務委託等複数年にわたる業務委託について

先に述べてきたように、単年度予算主義のもとでの業務委託について、法が求めるもの（契約等支出負担行為は、単年度処理）と継続して委託した方が合理的な業務の扱いの間で、担当者は苦労して対応してきている。法の定めるところをみると、第214条には債務負担行為の規定がおかれており、第234条の3には長期継続契約の規定がおかれている。

機械警備業務委託において、自動警報装置等機械設備には、償却年限（耐用年数）があることから、償却年限等の一定期間（7年～10年）で区切り、一定期間が経過するごとに競争入札を行い、債務負担行為制度を利用した複数年契約を導入すべきと考える。

一定期間ごとの競争性のある契約方式で受注業者を決定するとともに、複数年契約とする業務委託については、その業務の種類を限定し、厳しい設計・積算基準を設定して運用することを検討する時期に来ている。

また、長期継続契約については、従前は電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約について、翌年度以降にわたり契約することができるとされていた。

平成16年11月に、地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号）及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年11月政令第344号）が施行され、長期継続契約の範囲が拡大された。

「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」については、長期継続契約の締結ができることとされた。

こうした状況を踏まえ、業務委託の洗い直しを行い、長期継続契約とすることができる業務を選別し、条例を定めて、長期継続契約とすることの検討もすべきである。

6 業務委託に関する要綱等について

全庁的に業務を委託するに当たっての指針となるような定めが置かれていない。

業務の委託は、業務の性格・社会の背景を踏まえ、県の責任を保持できるか、信頼性は確保できるか、安定性・安全性は確保できるか、県民へのサービス水準は維持向上するか、費用対効果はどうかなどを勘案して、民間の専門性や効率性が発揮でき、委託した方がより優れていると判断された場合に行われるものである。

委託しようとする業務の種類・範囲、県が直接処理する場合との比較検討、期間等検討すべき項目は少なくない。業務委託しようとする場合のよりどころとなるマニュアルが必要と考える。

7 契約事務の統括・指導組織について

契約事務についての全庁的な統括・検討・指導等を所管する部門がないことも一因と見られる現象が散見される。

現状では、契約事務の統括・指導については、主に出納長の補助組織である出納局が財務規則の定めるところにより所管局として行ってはいるものの、チェックアンドバランスの観点から再考の余地ありと考える。
契約に関する事務の適正な執行を期するため、契約に関する事務の処理の制度を整え、契約に関する事務の処理手続を統一し、当該事務の処理について必要な調整をする部門を設置すべきと考える。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番